

公害紛争処理制度の御案内

—公害の苦情や紛争を簡単な手続で早く解決するために—

この冊子は、公害の苦情や紛争を簡単な手続で早く解決するための制度について解説したものです。

愛知県公害審査会事務局

愛知県環境部環境政策課（法規・融資・補償グループ）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6209

FAX 052-954-6914

E-mail: kankyo@pref.aichi.lg.jp

公害問題でお困りになったら

1 まず公害苦情相談窓口へ

公害問題でお困りになったら、まずお住まいの市役所、町村役場又は愛知県の公害苦情相談窓口を御利用ください。

(1) 市町村の公害苦情相談窓口

お住まいの市町村の公害担当課（名古屋市は保健所の生活環境課）

(2) 愛知県の公害苦情相談窓口

窓 口	所 在 地	電 話（代表）
尾張県民事務所環境保全課	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211
海部県民センター環境保全課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111
知多県民センター環境保全課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111
西三河県民事務所環境保全課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211
西三河県民事務所豊田庁舎豊田加茂環境保全課	豊田市元城町 4-45	0565-32-3381
新城設楽山村振興事務所環境保全課	新城市字石名号 20-1	0536-23-2111
東三河県民事務所環境保全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111

公害苦情の多くは、ここで迅速かつ適切な解決が図られています。

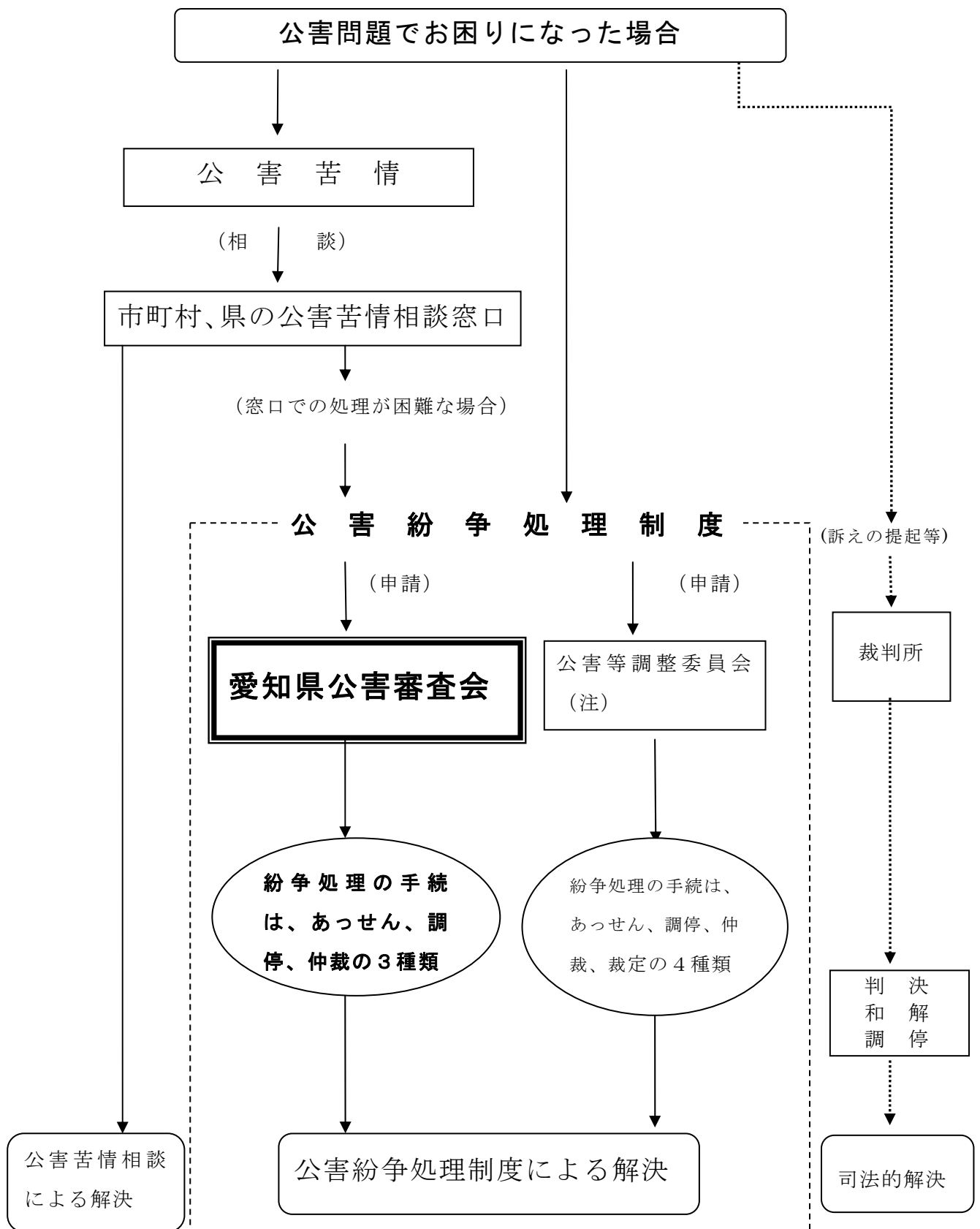
御相談を受けたことについて、被害の実情などを調べます。また、被害の原因や実態がはっきりすると、公害の原因者に対して改善のための指導や助言を行います。

2 公害紛争処理制度の利用

苦情相談窓口で処理することが困難な場合、例えば

- 苦情申立後相当期間が経過して、なお解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話合いが進展すると思われる場合
- 損害賠償の問題が中心となっている紛争など、第三者が仲介する必要がある場合
- 当事者が多数であったり、被害が広範囲に及ぶような規模の紛争などには、法律に基づく公害紛争処理制度を利用することにより、有効な解決が図られる場合があります。

公害苦情相談、公害紛争処理の仕組みについては次の図を参照してください。



(注) 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争、新幹線鉄道等における列車の走行に伴う騒音に係る紛争や二以上の県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争については、国（総務省）の公害紛争処理機関である公害等調整委員会の管轄になります。

公害紛争処理制度の仕組み（愛知県公害審査会の御案内）

1 愛知県公害審査会とは

(1) 愛知県公害審査会（以下「審査会」といいます。）は、公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、**あっせん、調停又は仲裁**を行う組織です。

(2) 審査会は、弁護士や学識経験者で構成する15名の委員で組織されています。この15名のうちから審査会の会長が指名する委員（あっせんは3人以内、調停及び仲裁は3人）が委員会を構成して、あっせん、調停又は仲裁を行います。このあっせん、調停、仲裁の相違は次のとおりです。

	あっせん	調 停	仲 裁
定義	委員が紛争の当事者間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介すること。	調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づいて解決を図ること。	紛争の当事者双方が裁判による解決を放棄し、紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することにより解決を図ること。
解決に向けた基本姿勢	当事者による自主的解決に比重が置かれる。	調停委員会が紛争の解決に向けて積極的に働きかける。	紛争の解決を仲裁委員会に委ねる。
手続	手続は1人のあっせん委員でもできる。また、必ずしも期日を開く必要はない。	当事者双方の出席する期日を開き、3人の調停委員の合意により進められる。	当事者双方の出席する期日を開き、3人の仲裁委員の合意により進められる。
手数料	不要	必要	必要

2 審査会が扱う紛争とは

審査会が扱う紛争は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる**相当範囲にわたる典型7公害**に関する**民事上の紛争**です（公害紛争処理法第2条、第26条）。

- (1) 「相当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広がりがあるという趣旨です。
- (2) 「典型7公害」とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による被害をいいます。また、この場合の被害は、**既に発生しているもののほか、将来発生するおそれのあるものも含まれます。**

- (3) 公害紛争処理制度で扱うことのできるのは、例えば、損害賠償の請求、操業の差止めや公害の防止対策を求めるといった「民事上の紛争」です。例えば廃棄物焼却施設の設置許可の取消しを求めるといわれる「行政事件」は、この紛争処理の対象にはなりません。

3 制度を利用できるのは

(1) 申請できる方は

典型7公害に関する民事上の紛争の当事者であれば、**被害者、加害者いづれからも申請できます。また、一人でも申請できますし、複数人が共同で申請することもできます。さらに、会社などの法人でも申請できます。**

なお、**代理人又は代表者による申請もできますが**、この場合は、それぞれ添付書類（代理人は委任状、代表者は代表者選定書）が必要になりますので、事前に御相談下さい。

ア 代理人による申請

当事者は、弁護士又は調停等の委員会の承認を得た者のみを代理人に選任することができます。これは、いわゆる示談屋の類の者が介入することを防ぐ趣旨です。

この場合、代理人は事件の処理に必要な手続上一切の行為をする権限を有します。ただし、申請の取下げ、調停案の受諾等については別にその旨の委任を受けることが必要です。

イ 代表者による申請

当事者が多数の場合、当事者は一人又は数人の代表者を選定することができます。この場合、代表者は単独で、他の当事者のために、申請の取下げ又は調停案の受諾を除き、申請に係る一切の行為をすることができます。

(2) 申請の方法は

次の事項を記載した書面（申請書）に、申請人、代理人又は代表者が記名押印し、調停又は仲裁の場合は手数料相当額の愛知県証紙（愛知県証紙は県事務所、市町村で購入できます。）を添えて、愛知県公害審査会事務局に提出して下さい。

愛知県公害審査会事務局（環境部環境政策課 法規・融資・補償グループ）

住所 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話番号 052-954-6209（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6914

申請書の記載事項

- ① 当事者の氏名又は名称及び住所
- ② 代理人又は代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名及び住所
- ③ 加害地及び被害地
- ④ あっせん、調停又は仲裁を求める事項及びその理由
- ⑤ 紛争の経過
- ⑥ 申請の年月日
- ⑦ その他参考となる事項

紛争の内容によっては、市区町村の公害苦情相談を通じた方がより迅速な解決が図ることができる場合があります。また、公害紛争処理制度になじまないものもあります。このため、申請にあたっては、**できるだけ事前の御相談をお勧めします。**

4 調停とはどういう仕組みか

公害紛争処理制度の中で最も多く利用されているのが**調停**です。以下はこの調停制度について、御説明します。

(1) 調停とは

調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続です。調停委員会は、紛争解決に向けて当事者双方に積極的に働きかけを行い、合意点を探ります。

調停の申請をするときは、審査会あてに調停申請書を提出する必要があります。作成に当たっては、右のページの記載例を参考にしてください。

(2) 調停の手続とは

調停の申請があると、3人の調停委員からなる調停委員会が設けられます。調停委員会は調停期日（調停が行われる日時を期日といいます。）を開催します。期日は、原則として県庁内の会議室を会場として、1回につき2時間程度行います。1回の手続で終了しない場合は次回期日が開かれ、期日と期日の間隔は当事者や調停委員の日程調整の必要から、1か月～2か月程度です（これまでの事例では、終結まで平均約1年2か月かかっています。）。

当事者は、期日に出席して被害の実態や防止対策等について調停委員会と話し合ったり、文書を提出することなどができます。調停委員会は、当事者双方から聴いた意見や提出された資料をもとに、争点の整理を行います。また、必要に応じて現地調査を実施するとともに、場合によっては事件の関係人や参考人の意見を聴いたり鑑定依頼を行います。

(調停の書式例)

平成 年 月 日

愛知県公害審査会 殿

申請人の氏名 愛知 太郎 印

住所 愛知県〇〇市〇〇町△△

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(代理人がいる場合) 代理人の氏名 弁護士 名古屋 次郎 印

住所 愛知県××市××町□□

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

公害紛争処理法第 26 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり調停の申請をします。

記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申請人 氏名（名称）

住所

上記代理人 氏名（名称）

住所

被申請人 氏名（名称）

住所

2 公害に係る事業活動等の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動等の行われた場所

愛知県〇〇市△△町××番地に所在する被申請人会社の工場

(2) 被害の生じた場所

申請人の住所地

3 調停を求める事項

(1) 被申請人は、愛知県〇〇市△△町××番地に所在する工場について、防音措置を講じて、騒音を低減すること。

(2) 被申請人は、工場の操業時間を午前 9 時から午後 5 時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。

4 理由

(工場騒音による健康被害、精神的被害、財産的被害等の状況及び調停を求める事項に至った理由について記載すること。)

5 紛争の経過

(工場騒音による被害が始まった時点から現在までの経過について記載すること。市役所等の苦情相談窓口で苦情を申し立てている場合、市役所等からの指導経過についても記載すること。)

(3) 解決に向けて

調停委員会は、相互の譲歩を図って調整や説得を行い、当事者から適正・妥当な調停案が出され、合意が成立するよう努めます。また、必要があると認められた場合には、調停委員会自らが調停案を作成し、当事者双方がこれを受け入れるよう説得を行います。そして、**当事者間に合意が成立すると、その合意は民法上の和解契約としての効力を有します。**

しかし、当事者で合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停委員会は調停を打ち切ることとなります。

なお、**調停の手続は、非公開で行うこととされています。**

(留意事項)

- 合意が成立するためには、当事者がお互いに譲り合うことが大切です。
- 調停による合意には強制力はありません。強制的に合意内容を実現させるためには、改めて訴訟を提起して確定判決を得ることが必要となります。

(4) 手数料はいくら

申請には所定の申請手数料が必要です。この申請手数料の額は調停を求める事項の価額によって算定します（愛知県手数料条例第3条第1項）。

損害賠償を求める場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。また、**騒音の差止請求などのように価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなし、次表により手数料は3,800円となります。**

なお、いったん納付された手数料は返還できませんのでご了承ください。以下に、手数料の額を示します。

調停を求める事項の価額	手数料の額	調停を求める事項の価額	手数料の額
100万円以下	1,000円	6,000万円	37,300円
200万円	1,700円	7,000万円	43,300円
300万円	2,400円	8,000万円	49,300円
400万円	3,100円	9,000万円	55,300円
500万円	3,800円	1億円	61,300円
1,000万円	7,300円	2億円	111,300円
2,000万円	13,300円	3億円	161,300円
3,000万円	19,300円	4億円	211,300円
4,000万円	25,300円	5億円	261,300円
5,000万円	31,300円		

(5) 調停手続の流れ（例）

調停手続の流れの例は次のとおりです。なお、次のページにその流れを図に示しています。

① 平成〇年〇月〇日調停の申請

- 工場からの騒音・振動の被害を受けている近隣住民が、工場経営者を相手方とする調停の申請書を愛知県公害審査会あてに提出する。



② 平成〇年〇月〇日調停委員会の設置

- 公害審査会会長により3人の調停委員が指名され、調停委員会が設けられる。
- 公害審査会から相手方の工場経営者に対して、当該工場経営者を一方の当事者とする調停の手続が開始された旨の通知を行う。



③ 平成〇年〇月〇日第1回調停期日、現地調査の実施

- 住民と工場経営者が期日に出席し、調停委員会が当事者双方から、申請の内容、提出資料、これまでの紛争の経過などについて確認を行う。
- 住民の代表者と工場経営者立会いのもと、調停委員会と審査会事務局担当職員が工場からの騒音・振動の測定を行う。



④ 平成〇年〇月～〇月第2回～第△回調停期日

- 当事者双方が紛争の解決方法について意見、主張を述べ合い、工場が発生源対策を行う方向で調整が進む。



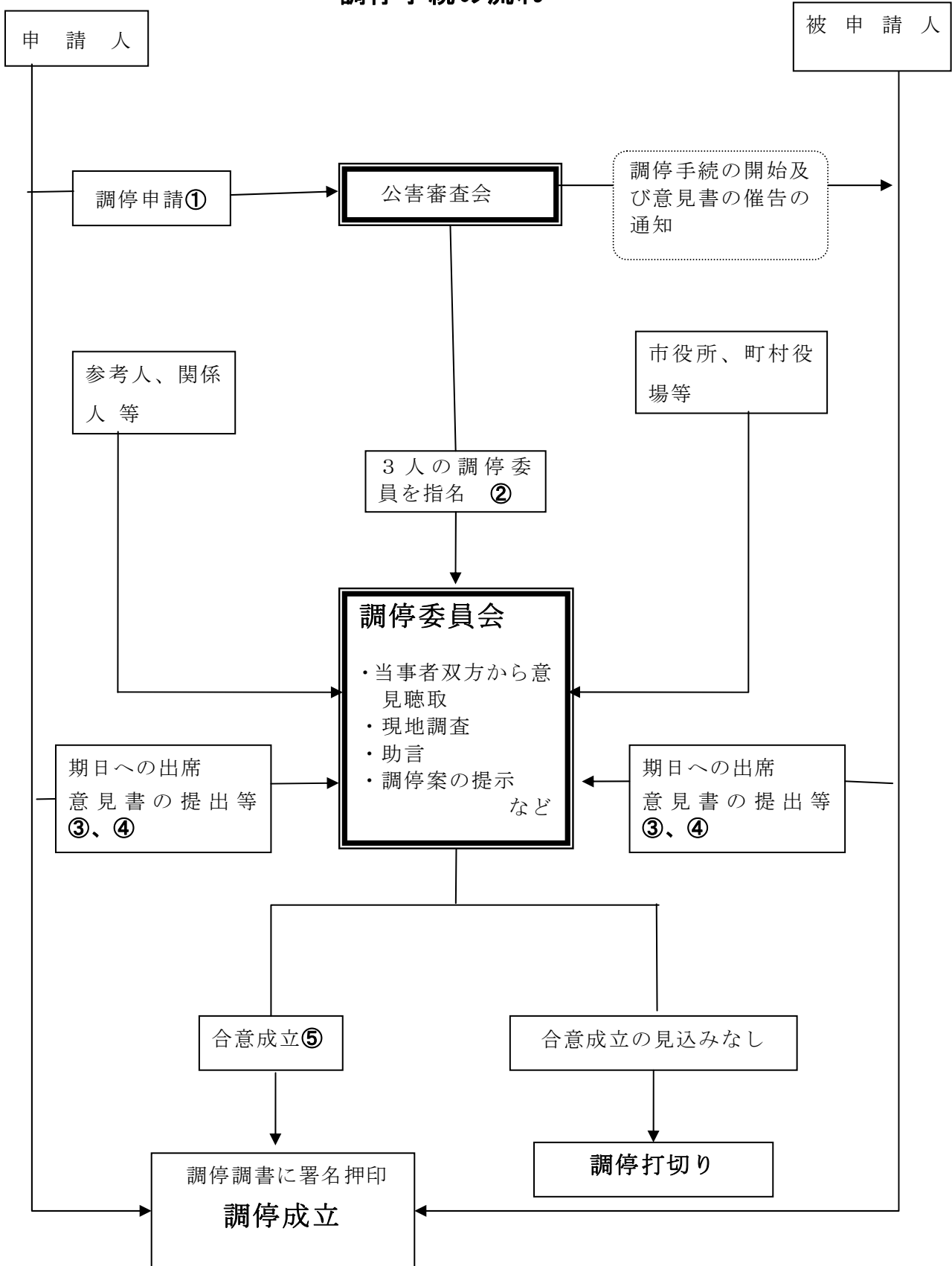
⑤ 平成〇年〇月〇日第×回調停期日

- 今までの当事者双方の譲歩内容を確認の上、調停委員会が調停案を作成し、当事者双方に提示した結果、当事者双方がこれを受入れ、合意が成立する。

<調停による合意（調停条項）の例>

- 工場は別紙記載のとおり、防音工事を実施するとともに、防振装置を設置する。
- 工場の操業時間を原則として午前8時から午後5時までとする。
- 工場は環境関係法令を遵守し、両当事者は良好な相隣関係の形成に努める。
- 当事者間には、本件紛争に関し、この調停条項に記載したもののほか、何ら債権債務がないことを確認する。

調停手続の流れ



図の中の番号は前ページの手続の流れの番号を指しています。

参考 公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）【抜粋】

（代理人）

第 23 条の 2 当事者は、弁護士、弁護士法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならない。

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第 42 条の 7 第 1 項の規定による代表当事者の選定

（個別代理）

第 23 条の 3 代理人が 2 人以上あるときは、各人が本人を代理する。

（参加）

第 23 条の 4 公害に係る被害に関する紛争につき調停又は裁定の手續が係属している場合において、同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会又は裁定委員会の許可を得て、当事者として当該手續に参加することができる。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

【第 23 条の 5 略】

（管轄）

第 24 条 中央委員会は、次の各号に掲げる紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

一 現に人の健康又は生活環境（環境基本法第 2 条第 3 項に規定する生活環境をいう。）に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

【第 24 条第 2 号～第 25 条 略】

（申請）

第 26 条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

【第 27 条～第 31 条 略】

（出頭の要求）

第 32 条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

(文書の提出等)

第33条 調停委員会は、第24条第1項第1号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 調停委員会は、第24条第1項第1号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入って、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(調停前の措置)

第33条の2 調停委員会は、調停前に、当事者に対し、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置を採ることを勧告することができる。

(調停案の受諾の勧告)

第34条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(調停案の公表)

第34条の2 調停委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第37条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

(調停をしない場合)

第35条 調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとするすることができる。

(調停の打ち切り)

第36条 調停委員会は、調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第34条第1項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

【第36条の2 略】

(手続の非公開)

第37条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

【以下 略】